

月形町まちづくり推進会議
令和元年度第3回月形町未来を考える委員会次第

日 時 令和2年2月7日(金)
午後5時00分
場 所 月形町役場大会議室

【委嘱状交付】

- 1 開 会
- 2 町長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長及び副会長の互選について
- 5 議 事
 - (1) 月形町第4次総合振興計画後期基本計画の策定に係る答申について
 - (2) 月形町第4次総合振興計画後期基本計画（案）について
 - (3) その他
- 6 閉 会

会長及び副会長の互選について

1 委員会の概要について

(1) 名 称 月形町まちづくり推進会議 愛称「月形町未来を考える委員会」

(2) 設 置 平成22年10月

(3) 目 的

月形町の現状や地域課題を認識し、未来に向けみんなが頑張れるまちを目指すため、町民と行政が話し合う場として設置

ア 月形町の施策等に関する調査、研究をすること（現状認識）

イ 月形町が頑張るために必要な施策に関する提言等を行うこと（未来提言）

ウ その他必要な事項

※ 年1～2回程度の開催を予定し必要に応じ開催

(4) 組 織

ア 委員の構成

月形町まちづくり推進会議条例（平成16年7月1日条例第11号）に基づき、委員を委嘱

- ・ 農業委員会委員 1名（同条例施行規則第2条第1号）
- ・ 教育委員会委員 1名（同条例施行規則第2条第2号）
- ・ 社会教育委員 1名（同条例施行規則第2条第3号）
- ・ 行政改革推進委員会委員 1名（同条例施行規則第2条第4号）
- ・ 民生委員・児童委員協議会委員 1名（同条例施行規則第2条第5号）
- ・ 公共団体の構成員 10名以内（同条例施行規則第2条第6号※上限16名以内）
- ・ 行政区の区長 3名（同条例施行規則第2条第7号※上限4名以内）
- ・ 一般公募町民 3名以内（同条例施行規則第2条第8号※上限12名以内）

イ 任 期 2年（再認は妨げない）

ウ 庶 務 企画振興課企画係

(5) 依頼する具体的な内容

ア 財政推計、実施計画等による町の現状確認

イ 今後、月形町にはどのような施策が必要なのかを協議

ウ 未来に向けた施策の提言

エ 月形町総合振興計画策定に係る意見の提言

2 会長及び副会長の互選について

会 長	
副 会 長	

【参考】

○月形町まちづくり推進会議条例

(会長及び副会長)

第4条 まちづくり会議に会長及び副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、まちづくり会議を代表し総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

月形町まちづくり推進会議
「月形町未来を考える委員会」委員名簿

(任期：令和2年2月7日～令和4年2月6日)

No	選任区分	所属		役職	氏名	再任等	備考
1	第1号 (施行規則第2条第1号)	月形町農業委員会	会長職務代理		黒宮 勝美	新	
2	第2号 (施行規則第2条第2号)	月形町教育委員会	教育長職務代理者		岸上 希央	再	
3	第3号 (施行規則第2条第3号)	月形町社会教育委員	社会教育委員長		伊藤 格	再	
4	第4号 (施行規則第2条第4号)	月形町行政改革推進委員会	委員長		森脇 宏	再	
5	第5号 (施行規則第2条第5号)	月形町民生委員児童委員協議会	会長		山田 啓一	再	
6	第6号 (施行規則第2条第6号)	月形町更生保護女性会	副会長		西野 智佳子	再	
7		月形町赤十字奉仕団	委員長		松山 俊子	再	
8		月形町社会福祉協議会	事務局長		尾崎 美世子	再	
9		月形町農業協同組合	理事		加藤 隆行	新	
10		月形町農業協同組合青年部	副部長		山田 直樹	再	
11		月形町農業協同組合女性部	部長		中村 三賀子	再	
12		月形商工会	監事		岡 浩之	再	
13		月形商工会青年部	副部長		香西 雅之	新	
14		月形商工会女性部	監事		鳥潟 さつき	再	
15	月形町環境保全推進協議会	理事		山際 榮二	再		
16	第7号 (施行規則第2条第7号)	月形町行政区連絡会議	行政区長		開藤 悦夫	再	
17		月形町行政区連絡会議	行政区長		對馬 照巳	再	
18		月形町行政区連絡会議	行政区長		北地 敏幸	再	
19	第8号 (施行規則第2条第8号)	一般公募			本多 大輔	新	

敬称略

(案)

令和2年2月 日

月形町長 上 坂 隆 一 様

月形町まちづくり推進会議

会長 ○ ○ ○ ○

月形町第4次総合振興計画後期基本計画の策定に係る答申について

令和元年11月8日付け月企企号で諮問のありました事項について、慎重に審議した結果、月形町第4次総合振興計画後期基本計画（原案）の内容について了承します。ただし、次のとおり意見を付して答申しますので、十分に配慮のうえ今後の策定作業を進めることを要望します。

また、本後期基本計画は5年間の計画であります。現在、人口減少、人手不足、少子高齢化、新たなICT技術の普及など社会の変化が激しさを増しているとき、まさに今まで体験したことのない状況にあるといえます。

各分野において個別計画を策定し、それぞれの課題解決のため様々な取り組みや対応が図られています。こうした個別計画は、これを包含する本町の最上位計画である総合振興計画と一体となって、総合振興計画に掲げる「基本構想の実現」を常に念頭に置きながら事業を推進していく必要があります。

また、月形町人口ビジョンで示されたとおり、今後も人口減少は避けられない状況にあります。しかし、歴史、自然環境、農産物などの本町の特性を十分に生かしながら、総合振興計画の基本構想に掲げる「人と自然と歴史がともに輝く 共生のまち月形」という本町が目指す将来像の実現に向け、町民、各種団体、行政が一丸となってまちづくりに取り組むことにより、私たちが住む月形が、今後とも心豊かに安心して住み続けられるまちであることを切に願うものです。

1 後期基本計画（案）について

(1) 地域医療の確保について

全国的にも人口減少による病院の再編や統廃合が問題化しており、本町における地域医療のあり方の検討は避けられない状況にあります。町立病院は住民にと

ってなくてはならない身近で大切な施設です。しかし、近年の著しい人口減少や病院の経営状況を考慮すると、診療科目縮小などの検討も止むを得ないと考えるところです。そのような中であっても、身近な病院である一次医療機関と近郊の大きな病院である二次医療機関との連携を併せて整えていくことが、将来にわたる地域医療の維持確保や住民の安心に繋がるものと考えます。

(2) 農業について

農家戸数も社会的な人口減少によりおよそ20年前の半数程度となっています。今後も後継者不足や人材不足に伴い、農家戸数の減少は避けられない状況です。

その中であって、新規就農者の育成・確保は重要な取り組みとなります。新規就農者は、地域に根差した長期的な農業経営者となるため、相応しい適正な人材を見極めながら関係機関と一体となって支援していく必要があります。

米穀乾燥調製貯蔵施設の改修および青果物集出荷施設の整備については、今後、施設を維持するだけの農家戸数を確保し続けることができるか懸念されるところです。その中であって、近年、新規就農者のミニトマト栽培は増加しており、集出荷施設整備を効果的に活用した「新規就農者の経営安定化に向けたモデルケース」の確立が望まれます。また、本町の主要作物である水稲についても、北海道産米の付加価値は年々上昇していますので、更なる付加価値の向上により農業全体の振興に寄与することを期待します。

(3) 商工業について

現振興計画を策定した5年前のまちづくりアンケート結果に引き続き、今回のアンケートも商業および工業分野における住民の「満足度」は低くなっています。また、この分野は住民の「重要度」も高く、本町の中でも改善の必要性が高い分野です。人口減少が続く中、改善の難しい課題ではありますが、起業者支援、後継者対策、雇用対策の一層の充実が望まれるとともに、居住環境など住宅施策とも連動した総合的な取り組みが必要と考えます。

(4) 住宅施策について

一部の町営住宅は、耐用年数を大幅に経過しており、老朽化による入居者の安全性や衛生面などが危惧されています。老朽化した町営住宅に住む入居者の意向もありますが、建物の状況を十分に注視し、必要に応じ他の住宅への転居を促し、適正に取り壊しや建て替えを進める必要があります。民間事業者への支援による

民間賃貸住宅の充実とともに、町営住宅の保有数の見直しも必要と考えます。

(5) 公共交通について

公共交通は、高齢者や移動手段のない方にとって、買い物や通院など日常生活に欠かすことのできない重要な生活基盤の一つです。また、本町でも高齢化は進行しており、免許返納などにより日常生活の移動は増々困難になることが予想されます。今後、公共交通の果たす役割は一層重要となりますので、代替バスやデマンド交通は元より、更に利便性の高い公共交通についても、検討を続けていく必要があります。

2 全体を通して

全体を通して、様々な分野において社会的な人口減少の影響は避けられない状況にあります。5年間の計画という大きな枠組みとして、常に基本構想と本後期基本計画を意識しながら各施策の取り組みを進めることはもちろんですが、具体的な施策の実施にあたっては、住民のアンケート結果なども十分に考慮し、より実効性のあるものとして実施される必要があります。また、人口減少および地域経済縮小の課題については、重点プロジェクトにも位置付けられている第2期創生総合戦略で進められることとなります。様々な課題はありますが、創生総合戦略と総合振興計画が一体となって課題を克服し、「誰もが心豊かで充実した人生を送っていることを実感できるまちづくり」の実現に期待し、審議会の答申とします。

○月形町まちづくり推進会議条例

平成16年7月1日条例第11号

月形町まちづくり推進会議条例

(設置)

第1条 地域づくりに関する課題を認識するとともに、地域づくりに対する町民と行政の協働作業が重要である。このため、議論の場、合意形成の場として月形町まちづくり推進会議（以下「まちづくり会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 まちづくり会議は町長の諮問に応じてまちづくりの推進に必要な事項を審議し、又は意見を具申するものとする。

- (1) 合併協議に向けた町の基本方針と取り組みに関すること。
- (2) 行財政改革及びまちづくり推計に関すること。
- (3) その他まちづくりに関すること。

(組織)

第3条 まちづくり会議は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係行政委員会の委員
- (2) 識見者
- (3) 一般公募による町民

3 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 まちづくり会議に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、まちづくり会議を代表し総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 まちづくり会議の運営は、次のとおりとする。

- (1) 会議は、会長が必要に応じて招集する。
- (2) 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

(3) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(4) 会長は会議の議長となる。

(部会)

第6条 まちづくり会議には、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 まちづくり会議の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、まちづくり会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○月形町まちづくり推進会議条例施行規則

平成16年7月1日規則第7号

改正

平成19年3月19日規則第1号

平成22年9月10日規則第9号

月形町まちづくり推進会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、月形町まちづくり推進会議条例(平成16年月形町条例第11号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 条例第3条に定める委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 月形町農業委員会の委員 1名
- (2) 月形町教育委員会の委員 1名
- (3) 月形町社会教育委員 1名
- (4) 月形町行政改革推進委員会の委員 1名
- (5) 月形社会福祉調査員 1名
- (6) 月形町の区域内の公共的団体の構成員 16名以内
- (7) 月形町行政区の区長 4名以内
- (8) 一般公募による町民 12名以内

(部会)

第3条 月形町まちづくり推進会議(以下「まちづくり会議」という。)に専門的事項を調査協議させるため、次の部会を置くことができる。

- (1) 総務企画部会
- (2) 環境福祉部会
- (3) 産業建設部会
- (4) 教育部会

2 部会は、まちづくり会議において付託された事項について調査協議する。

3 部会に、委員の互選によって部会長及び副部会長を各1名置く。

4 各部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

(部会の会議)

第4条 部会の会議の運営は、次のとおりとする。

- (1) 会議は、部会長が必要に応じて随時開催する。
- (2) 部会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 部会長は、必要に応じて関係する他の部会と合同の会議を開催することができる。
- (4) 部会長は、会議の議長となる。

(会議の公開)

第5条 まちづくり会議の会議及び部会の会議は公開とする。ただし、会長及び部会長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

2 会長及び部会長は、会議の傍聴者に必要に応じて意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 まちづくり会議に事務局を置く。

2 事務局長は副町長、事務局長代理は教育長をもって充てる。

3 事務局員は担当課の職員をもって充てる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、まちづくり会議に関し必要な事項は、会長がまちづくり会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月19日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月10日規則第9号)

この規則は、平成22年9月15日から施行する。

別表 (第4条関係)

名称	所掌事項
総務企画部会	<ul style="list-style-type: none">○ 議会及び監査に関する事項○ 総務、職員、情報管理、防災、消防及び選挙管理委員会に関する事項○ 財政、会計、財産の管理、税、使用料及び合併市町村の財政計画に関する事項

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画、企画調整、広報広聴、コミュニティ及び新町建設計画に関する事項 ○ 他の部会に属さない事項
環境福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境衛生、廃棄物処理、公害対策及び交通安全に関する事項 ○ 保健、医療、福祉、戸籍及び住民基本台帳に関する事項
産業建設部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産、商工観光及び農業委員会に関する事項 ○ 住宅、公園・緑地、上水道及び下水道に関する事項
教育部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育、生涯学習、社会教育、社会体育及び教育委員会に関する事項